資料４

国次期計画と県現行計画の全体構成　比較表

がん対策推進基本計画（国の次期計画案）	島根県がん対策推進計画（県の現行計画）
第１　基本方針 １．がん患者を含めた国民の視点に立ったがん対策の実施 ２．重点的に取り組むべき課題を定めた総合的かつ計画的ながん対策の実施 ３．目標とその達成時期の考え方	**第１章　計画策定の趣旨及び計画期間** １．計画策定の趣旨 ２．計画期間
第２　重点的に取り組むべき課題 １．放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成 ２．がんと診断された時からの緩和ケアの推進 ３．がん登録の推進 ４．働く世代や小児へのがん対策の充実	**第２章　重点的に取り組むべき施策及び重点目標** **１．重点的に取り組むべき施策** （１）がん検診受診者数の増加をはじめとするがん予防の推進 （２）診断早期からの緩和ケアを提供する体制の確立 （３）がん患者や家族等への支援
第３　全体目標 １．がんによる死亡者の減少 ２．すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上 ３．がんになっても安心して暮らせる社会の構築	**２．重点目標** （１）がん死亡率（75 歳未満のがん年齢調整死亡率）（人口 10 万対）の低減 （２）がん検診受診者数の増加 （３）がんの薬物療法・放射線療法に精通した医師の確保
第４　分野別施策と個別目標　【　】：主な個別目標 **１．がん医療** （１）放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とチーム医療の推進 【３年以内に、全ての拠点病院にチーム医療の体制を整備】 （２）がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成 【５年以内に、専門医配置の有無等、がん患者にとって分かりやすく提示できる体制を整備】 （３）がんと診断された時からの緩和ケアの推進 【５年以内に、がん診療に携わる全ての医療従事者が緩和ケアを理解し、知識と技術を習得また、３年以内に緩和ケアチームなどの専門的な緩和ケアの提供体制を整備】 （４）地域の医療・介護サービス提供体制の構築 【３年以内に拠点病院のあり方を検討し、５年以内に検討結果を踏まえて機能を更に充実】 （５）医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組 【患者を含めた国民の視点に立って、有効で安全な医薬品を迅速に提供するための取組を着実に実施】 （６）その他 【３年以内に、がん診療の病理診断体制のあり方などを検討】 **２．がんに関する相談支援と情報提供** 【患者とその家族にとってより活用しやすい相談支援体制を早期に実現】 **３．がん登録** 【５年以内に、法的位置付けの検討を含め、院内がん登録を実施する医療機関数の増加を通じて、がん登録の精度を向上】 **４．がんの予防** 【平成３４年度までに成人喫煙率を１２％、未成年者の喫煙をなくす】 **５．がんの早期発見** 【がん検診の受診率を５年以内に５０％（胃、肺、大腸は当面４０％）】 **６．がん研究** 【２年以内に、新たな総合的ながん研究戦略を策定】 **７．小児がん** 【５年以内に、小児がん拠点病院を整備し、小児がんの中核的な機関の整備を開始】 **８．がんの教育・普及啓発** 【５年以内に、健康教育全体の中で「がん」教育をどのようにするべきか検討・実施】 **９．がん患者の就労を含めた社会的な問題** 【がん患者・経験者の就労に関するニーズや課題を３年以内に明らかにし、がんになっても安心して働き暮らせる社会を構築】	**第３章　分野別の施策及び目標**　□：数値目標の指標 **１．がん予防の推進** （１）がんの１次予防（健康増進） （２）がんの２次予防（早期発見・早期受診） ①喫煙率 ②がん検診受診者数 ③市町村が実施するがん検診の精検受診率 **２．がんの診断・治療水準の向上** （１）がんの診断 （２）がんの治療 （３）診断・治療に関する施設・設備の整備 ①放射線療法に精通した医師数 ②　〃　放射線技師数 ③放射線治療の精度管理を行う専門職数 ④薬物療法に精通した医師数 ⑤　〃　看護師数 ⑥　〃　薬剤師数 ⑦がん看護に精通した看護師数 ⑧乳がん療法に精通した看護師数 ⑨放射線療法に精通した看護師 ⑩摂食嚥下療法に精通した看護師 ⑪リンパ浮腫療法に精通した者 **３．緩和ケアの推進** ①緩和ケアの基本的技術を取得した医師数 ②緩和ケア看護師数 ③がん疼痛ケアに精通した看護師数 **４．患者・家族等への支援** ①がん患者・家族等と県・がん診療連携拠点病院との意見交換会の開催 ②拠点病院に設置されている「がん相談支援センター」の認知度 **５．がん登録の推進** ①院内がん登録を実施している医療機関数 ②地域がん登録を実施している病院数 ③　〃　診療所数 **６．情報提供の推進** ①県ホームページ「しまねのがん対策」へのアクセス数 **７．がんに関する教育・研究の推進**
第５　がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 １．関係者等の連携協力の更なる強化 ２．都道府県による都道府県計画の策定 ３．関係者等の意見の把握 ４．がん患者を含めた国民等の努力 ５．必要な財政措置の実施及び予算の効率化・重点化 ６．目標の達成状況の把握とがん対策を評価する指標の策定 ７．基本計画の見直し	**第４章　計画の推進に係る各機関等の役割** **第５章　計画の推進及び評価** １．計画の推進 ２．計画の評価